

令和6年度 伊方町奨学生募集要項

～ 高校・大学等に進学又は在学している皆さんへ ～

伊方町教育委員会

1 目的

優秀な学生又は生徒であって、経済的な理由により修学困難な学生又は生徒に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として奨学金制度を実施しています。

2 出願資格

出願資格者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 令和6年4月に学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ）、高等専門学校、大学、専修学校に進学を希望する者及び在学する者に限る。
 - (2) 人物、学業ともにすぐれ、健康であり、かつ、学資金の負担が困難であると認められる者であること。
 - (3) 保護者又はこれに準ずる家族（成人者に限る。）が伊方町内に居住する者であること。
 - (4) 保護者又はこれに準ずる家族について、町税（保育料・給食費・水道料・住宅料）等の町に納付すべき徴収金に滞納がないこと。
 - (5) 採用決定後、以下の要件を満たす連帯保証人を確保できる見込みがある者であること。
 - ① 奨学生の保護者又はこれに準ずる者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 伊方町内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、町に納付すべき町民税等の徴収金に滞納がないこと。
 - ② ①の連帯保証人の世帯員以外の者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 愛媛県内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、市町村民税の所得割を賦課され、かつ、これを滞納していないこと。
 - ③ ①、②の連帯保証人の年齢については、奨学金の償還終了時の年齢が80歳以下であること。なお、採用決定時（令和6年4月20日時点）の年齢は概ね以下のとおりであり、償還期間は9（2）のとおりとする。

高校・大学奨学生の場合	上限	概ね	60歳
短大・専修学校奨学生の場合	上限	概ね	65歳
- ※ 採用決定後、連帯保証人の納税証明書等の提出を求める場合があります。

3 募集人員

伊方町奨学資金貸付基金の資金の範囲内となります。

4 貸与月額

高校奨学生	20,000円
高専奨学生	35,000円
大学奨学生	45,000円
専修学校奨学生（専門課程）	35,000円
専修学校奨学生（高等課程）	20,000円

5 貸与期間

令和6年4月から、進学校の正規の修業期間です。

6 出願手続

「伊方町奨学生願書」に必要な事項を記入し、世帯全員（15歳未満の者及び就学者は除く。）分の「令和4年分の町県民税公課所得証明書」を添えて、在学する学校（出身学校）へ提出してください。

学校長が「伊方町奨学生推薦調書」を作成して、願書等とともに教育委員会へ提出します。

※ 出願用紙（伊方町奨学生願書）は、町内の各中学校、三崎高校、川之石高校、八幡浜工業高校、八幡浜高校及び町教育委員会、各支所、町見出張所にあります。

7 提出期限

在学する学校（出身学校）が指示する出願期限までに、学校へ提出してください。

学校から教育委員会への提出期限 令和5年12月15日（金）

8 採用の決定

- (1) 令和6年1月下旬に、伊方町奨学資金選考委員会の選考を経て採用候補者を決定し、2月中旬に通知します。
- (2) 採用候補者に決定後、進学（進級）したときは、令和6年4月19日（金）までに「進学（進級）届」を教育委員会へ提出してください。採用の決定は4月末に通知します。
- (3) 採用決定通知書を受け取った後、誓約書及び口座振替依頼書、連帯保証人2名分の印鑑証明書を提出してください。このとき、連帯保証人の納税証明書の提出を求める場合があります。

9 奨学金の返還

(1) 返還の義務

奨学金は、卒業後必ず返還していただきますが、この返還義務以外の付帯義務は一切なく、卒業後、就職、進学、その他についても制限はありません。

返還は、貸与が終了して6ヶ月を経た後、年賦（11月中に通知発送）の方法により、15年以内で（2）償還期間等の教育委員会が定める期間内に返還していただきます。貸与金に利息はつきません。

(2) 償還期間等

区分	貸与期間	償還期間	合計	貸与額総額	平均的な償還計画	
					10年で償還	15年で償還
高校奨学生	3年	15年以内	18年	720,000円	72,000円/年	48,000円/年
専修学校奨学生	2年	10年以内	12年	840,000円	84,000円/年	
短大奨学生	2年	10年以内	12年	1,080,000円	108,000円/年	
大学奨学生	4年	15年以内	19年	2,160,000円	216,000円/年	144,000円/年

(3) 返還猶予

次の要件に該当する場合は、猶予願の提出により一定期間の猶予が可能です。

- ア. 卒業後、上級学校に進学したとき。
- イ. 卒業後、災害、障害その他やむを得ない理由により返還が困難になったとき。

(4) 返還免除

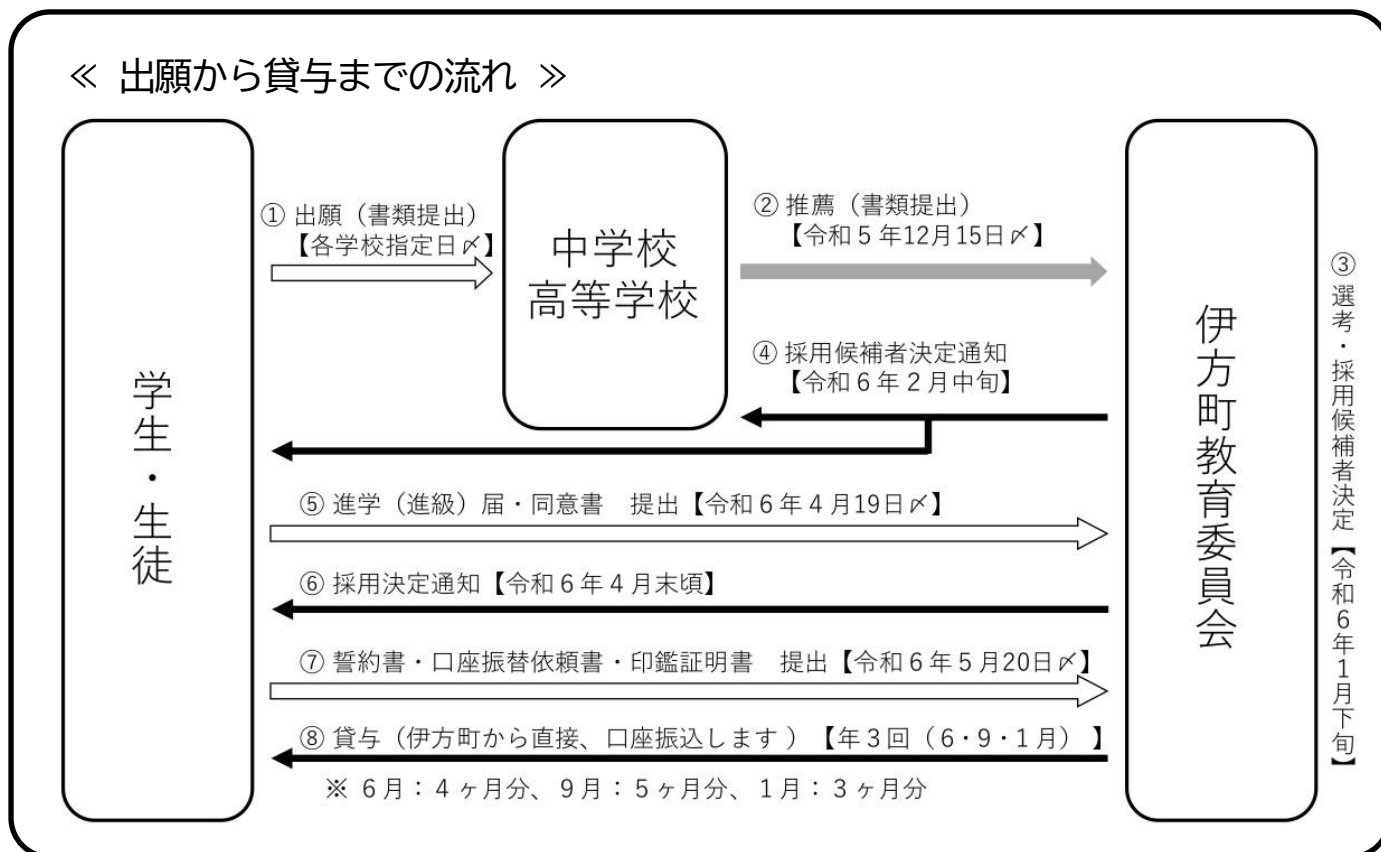
奨学生であった者が、死亡又は重度の障害のため返還できないときは、願い出により、その後返還すべき額の全部又は一部の返還が免除されることがあります。

(5) 返還遅滞による延滞金

奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しないときは、返還金とは別に定められた延滞利息を支払わなければならなくなります。

10 他の奨学資金との関係

伊方町奨学生は、日本学生支援機構（旧日本育英会）、その他類似の奨学資金を併せて受けることができます。



■ 願書の記入例

様式第1号 (第2条関係)

伊方町奨学生願書 (高校、高専、大学、専修学校)

① 令和 5 年 12 月 1 日

伊方町教育委員会 様

本人 住所 伊方町湊浦 12-34
 ② 氏名 佐田 岬
 保護者 住所 伊方町湊浦 12-34
 (又はこれに準ずる者) 氏名 佐田 一郎

④ 地 址
 佐 田
 番 地
 佐 田

伊方町奨学生として採用していただきたくお願いします。

③	ふりがな氏名	さだ みさき 佐田 岬	平成 17 年 5 月 1 日生	④	本籍地	愛媛県			
			男 (18 歳)						
⑤	在学(卒業)学校	愛媛県立三崎高等 学校 3 学 年			卒業(予定)	令和 6 年 3 月			
⑥	進学(希望)校	国 立 愛媛大学 教育学部 △△△ 学科 大学法人			入学資格検定(認定)	年度 合 格			
⑦ 生計を一にする家族及び所得	続柄	氏 名	年令	勤務先又は 在 学 校 名	給 与 所 得 年 額 (税 込)	左以外の所 得 年 額 (税 込)	備 考		
	父	佐田 一郎	50	農 業		240万円			
	母	佐田 花子	49	農 業		192万円			
	姉	佐田 春	20	香川大学2回生			自宅外通学		
	本人	佐田 岬	18	三崎高校3年			自宅通学		
	弟	佐田 秋	16	三崎高校1年			自宅通学		
	計			A 万円	B 万円	C (A+B) 万円			
					432	432			
⑧ 家庭事情	⑧ 私は将来、小学校の教員になりたいと考えており、大学進学を目指しています。両親は柑橘農家で、農業による収入で生活費と県外の大学に通う姉の学費・生活費をまかなっています。今後、私が進学し、自宅外通学となった場合、学費や生活費の工面が大変だと聞いています。大学進学後、将来の夢のために学習に励んでいきたいと考えているので、奨学生として採用をお願いします。								
	※学校確認		※担当者確認	税金	保育料	住宅料	水道料	給食費	その他
	※ 整理番号		※ 登録番号		※ 決定番号				

奨学生願書の記入について

- ◆ 願書は、選考上の大切な資料です。出願者自身が事実を詳しく、ありのまま記入してください。
- ◆ 記入は黒ペンまたはボールペンを使用してください（消えるボールペンは不可）。
- ◆ 誤りがあるときは、二重線と訂正印で修正してください（修正液・修正テープの使用は不可）。

① 「年月日」欄

願書を学校に提出する年月日を記入してください。

② 「署名」欄

「本人」及び「保護者（又はこれに準ずる者）」の氏名は、必ずそれぞれ当人が自署してください。

印鑑は、出願者本人のものと保護者等のものと同じにならないよう注意してください。

③ 「氏名」「生年月日」欄

本人の、氏名（本名）を記入し、「ふりがな」をひらがなで記入してください。

生年月日及び出願時の満年齢を記入してください。

④ 「本籍地」欄

本人の本籍地の都道府県名を記入してください。

⑤ 「在学（卒業）学校」欄

在学（卒業）学校名、学年及び卒業（見込）年月を記入してください。

⑥ 「進学（希望）校」欄

進学を希望する学校名、学部、学科及び課程等を記入してください。

⑦ 「生計を一にする家族及び所得」欄

(1) 同居・別居を問わず生計を一にしている者（出願者本人も含む。）は全員記入してください。一時的に別居している者（例：出稼ぎ、単身赴任、就学、病気療養など）も該当します。

(2) 「年齢」欄

出願時の満年齢を記入してください。

(3) 「勤務先又は在学校名」欄

具体的に記入してください。

(例) 「商業」としないで、食料品店、洋服仕立商 等
「自営業」としないで、農業、漁業、飲食店 等
「公務員」としないで、〇〇役場、〇〇学校教諭
「〇〇大学」としないで、〇〇立〇〇大学〇年

(4) 「給与所得年額（税込）」欄

令和4年中の給与賃金、役員報酬、専従者給与、恩給、扶助料の収入年額を次の方法で計算して記入してください。1万円未満の端数は切り捨ててください。

収入額	計算方法
329万円以下	所得金額を0とします。
330万円以上400万円以下	収入金額×0.8－262.6万円＝所得金額
401万円以上878万円以下	収入金額×0.7－222.6万円＝所得金額
879万円以上	収入金額－486万円＝所得金額

(注) 給与所得者が2人以上いる場合には、各人別に計算してください。

(5) 「給与所得以外の所得年額（税込）」欄

農業、工業、商業、その他給与所得によらない所得者の総収入年額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。1万円未満の端数は切り捨ててください。

(注1) 同一人が「給与所得者」であり「給与以外の所得者」でもある場合は、(4)(5)の要領でそれぞれ該当欄に記入してください。

(注2) 自営業については、令和4年中の所得で基準額を上回る場合、過去3年間の平均値で再度記入をお願いすることになります。

(6) 「備考」欄

父母については、死亡、生別、無職等、特記すべきことがあれば記入してください。就学者については、自宅通学、自宅外通学の別を記入してください。

(7) 所得の計の欄

「給与所得年額（税込）A」と「給与以外の所得年額（税込）B」の「計」欄は、出願者の両親（両親以外の者がその世帯の主たる家計支持者である場合は両親とその者）の欄のみを対象として記入してください。

⑧ 「家庭事情」欄

奨学金の貸与を希望する家庭事情を、必ず具体的に記入してください。

⑨ その他

- ・ ※印の欄は記入不要です。
- ・ 記入内容に不備がある場合、再提出をお願いする場合があります。

☆ 奨学金についてのお問い合わせは、教育委員会又は学校へご連絡ください。

伊方町教育委員会事務局 学校教育係 TEL：(0894)38-2660

選考基準について

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

1. 人物及び健康、学力について

(1) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度及び行動が学生又は生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 健康について

学生又は生徒として修学期間中、十分耐え得ると認められること。

(3) 学力について

勉学に意欲があり、進学先の学業を確実に修了できる見込みがあること。

2. 家計基準

学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の1年間の総所得金額（別表第1）から特別控除額（別表第2）の該当金額を控除した額が、収入基準額（別表第3）以下の世帯を対象とする。

所得の種類別による所得金額の算定

総所得額の算定

(1) 給与所得のみの世帯

① 収入金額が329万円以下の場合、所得金額を0円とする。
② 収入金額が330万円以上400万円以下の場合 $\text{収入金額} \times 0.8 - 262.6 \text{万円} = \text{所得金額}$
③ 収入金額が401万円以上878万円以下の場合 $\text{収入金額} \times 0.7 - 222.6 \text{万円} = \text{所得金額}$
④ 収入金額が879万円以上の場合 $\text{収入金額} - 486 \text{万円} = \text{所得金額}$

注1：収入金額は、1万円未満を切り捨てて適用する。

注2：給与所得者が2人以上いる場合は、各人別に計算する。

(2) 給与所得以外（自営業は除く）の世帯について

給与所得以外の所得を合計したものを総所得額とする。

(3) 給与所得と給与所得以外の世帯について

上記（1）と（2）の所得額を合算したものを総所得額とする。

(4) 自営業の世帯について

前年所得で基準額を上回る場合は、過去3年間の平均を総所得額とする。

基準限度額算定方法

上記により算定した総所得額のうち、応募者の両親（両親以外の者がその世帯の主たる家計支持者である場合は両親とその者）の所得年額の合計から「特別控除額表（別表第2）」の当該金額を控除した額（認定額）「収入基準額表（別表第3）」に定める収入基準以下の世帯を対象とする。

特 別 控 除 額 表

区分	特別の事情	特別控除額				
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯であること。	49 万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること {児童・生徒・学生一人につき}	小 学 校		8 万円		
		中 学 校		16 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立	28 万円	47 万円	
			私 立	41	60	
		高 等 専 門 学 校	国・公立	36	55	
			私 立	60	80	
		大 学	国・公立	59	102	
			私 立	101	144	
		専修学校	高 等 課 程	国・公立	17	27
				私 立	37	46
			専 門 課 程	国・公立	22	62
私 立	72			112		
(3) 障害者のいる世帯であること	障害者1人につき 86 万円					
(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする					
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額					
B と す る 控 除 本 人 を 対 象	出願者本人が高等学校・高等専門学校に進学する予約出願者である場合	28 万円				
	出願者本人が大学に進学する予約出願者である場合	59 万円				

- 備考 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯であること」による控除には出願者本人分は含めない。
2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

収入基準額表

区 分		高 等 学 校	大 学
		高等専門学校	専修学校（専門課程）
		奨学生	奨学生
世 帯 人 員	1人	143 万円	178 万円
	2人	229	282
	3人	264	328
	4人	286	355
	5人	307	382
	6人	325	402
	7人	341	422

備考 世帯人員が7人を超える場合、一人増すごとに高校等奨学生の場合は16万円、
大学等奨学生の場合は20万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。